

災害対策基本法第76条の3第6項に規定する通知の運用について

(平成7年11月30日)
(栃交規第7号、栃備二第2号)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第76条の3第6項の規定により、自衛官又は消防吏員は、交通規制の対象となる道路において、災害応急対策を実施するための措置をとった場合に警察署長に通知することとされているが、同通知に係る取扱いを次のとおり定め平成7年12月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

- 1 法第76条の3第3項及び第4項において準用する第1項の規定による命令について
通知を行う命令は、当該命令が有効に機能しない場合に、法第76条の3第3項及び第4項の規定により準用する第2項の規定により、自衛官又は消防吏員が自ら措置をとることとなるような命令とする。
- 2 法第76条の3第3項及び第4項において準用する第2項の規定による自らとる措置及び破損行為について
自衛官又は消防吏員による自らとる措置及び破損行為のすべてについて、通知を行うこととする。
- 3 通知方法及び通知内容
 - (1) 命令に係る通知
命令を行った場所を管轄する警察署長に直接又は当該命令を行った場所を管轄する警察本部交通規制課経由で、別記様式の文書により日報形式で通知を行う。
ただし、必要がある場合は、命令を行ったその都度通知を行うものとする。
 - (2) 自らとる措置に係る通知
措置をとった都度、直ちに、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に直接又は当該場所を管轄する警察本部交通規制課経由で通知をする。通知は口頭でも可とするが、口頭による通知後速やかに別記様式の文書により再度通知を行うものとする。
ただし、措置をとったときに、即座に災害応急対策を実施しなければならない事態に直面しており、通知を行った後の実施では著しい支障が生じることが明らかである場合には、当該災害応急対策の実施後直ちに通知を行うこととする。
 - (3) 破損行為に係る写真の送付
(2)に加え、破損前後の状況を撮影した写真を、文書による通知の際に併せて送付するものとする。
真にやむを得ない事情により写真を撮影することが不可能であるときは、破損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影することが不可能である理由を通知書に記載することとする。
 - (4) その他
(2)の場合において、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所及び氏名を知ることができないときは、措置に係る物件の詳細な状況及びこれらの事項を知ることができない理由を通知書に記載し、破損を行う場合にあつては、破損前後の状況を撮影した写真を必ず添付することとする。